

なるほど!

健康講座

ACP (advance care planning) って何?



ハーモニークリニック
院長 中井 秀一

▼▼国内のACPの定義

厚生労働省、日本医師会、日本老年医学会がACPの定義をそれぞれ発表しています。共通しているのは、「個人の人生観や価値観、希望に沿った将来の医療およびケアを具体化して、普段から人生の最終段階における医療・ケアのあり方に話を過程」という点です。この機会に触れてみてはいかがでしょうか。

▼▼ACPに関する用語

・事前指示 (Advance Directive:AD)

「意思決定能力を失った時に備えて、自分の希望する、しない医療処置について、あらかじめ指示をしておくこと」「自分の代わりに判断ししてくれる人を指名すること。」

・代理決定者 (医療代理人)

「意思決定能力を失った場合に代わりに判断してくれる人のこと。裁量権の範囲は重要です。」

▼▼ACPの歴史

20世紀後半、米国で自己決定権の尊重と医療費の高騰を受けて事前指示が制度化されましたが、実証研究で大きな効果

が見られませんでした。

そのため、事前指示を作ることを主眼にせず、「治療・ケアについての話し合いの過程そのもの」の促進が重要という認識が広まったのが、ACPの始まりとされています。

日本でも少しずつ浸透し、身近にこの話ができるように2018年に『人生会議』と厚生労働省が愛称をつけました。2019年には、啓発ポスターが出ましたが、これが国民、患者会から猛反対。

しかし、様々な気持ちに気を配る大切さが認識され、死の話の土壌ができた印象もあります。現在、埼玉県でも推進しています。



埼玉県医師会発行の私の意思表示ノート。ACPについて記録できます。

▼▼どこまでがACP?

「もし意識不明になったら?」など意思表示できなくなった時だけではなく、「もし通院できなくなった時?」など今とは違う健康状態になった時のこともACPの範囲と言えます。

▼▼どうする? 延命措置

すでに装着した人工呼吸器、血液透析、投与中の薬剤、心肺蘇生処置など、維持するだけでなく、減量、終了も選択肢です。

もちろんいつでも変更できますが、状況により後戻りできない場合もあります。緩和的な措置は継続します。

▼▼日常診療から感じる、

日本人にとつてのACP

私の主観も入りますが、自然に日々を送り、ぽっくり逝きたいと希望され、その後、病状を具体的に知りたくない方が多い気がします。家族に任せたいという方がいる一方で、事前指示があったのにもかかわらず、いざとなると家族の意向が尊重されたこともありました。日本は、文化として間接的な表現が好まれますので、わかっている言葉にはせず、以心伝心が望まれていると感じることもあります。

私としては、そのどちらにも共感ができます。私自身もいざとなったらどうするか：最期の時を考えると辛くなることでもあります。大切な家族を思い浮かべながら時々考えるようになりました。

いざというとき自分らしくあるために、大切な方が困らないように、ぜひ皆様もACPを考えてみてはいかがでしょうか。